

土壌汚染対策法に規定する指定調査機関に関する「よくある問い合わせ」

No	質問事項	問	回答
1	指定申請方法、申請書類について	指定の申請の窓口はどこになりますか。	申請者が有する土壌汚染状況調査を行う事業所の所在地に応じて、環境省における担当窓口は異なります。具体的には、東京と大阪に事業所がある場合など、複数の地方にまたがって事業所を有している場合には環境省本省が担当窓口になり、事業所が1つの地方のみにある場合には環境省地方環境事務所が担当窓口となります。各窓口の住所や連絡先などの詳細は、「土壌汚染対策法に規定する指定調査機関に係る指定等の手引き」の「11. 申請書・届出書の提出等」でご確認ください。
2	指定申請方法、申請書類について	指定の申請は随時受け付けていますか？	指定の申請は各窓口で随時受け付けております。なお、電子申請による申請は受け付けておりませんので、書面により必要書類を提出してください。
3	指定申請方法、申請書類について	申請書を郵送したいのですが、普通郵便でよいでしょうか。	指定の申請時に手数料を納付いただくこととなりますので、必要に応じ送達過程が記録される書留郵便等をご利用ください。なお、郵送時のトラブルによる申請書類や収入印紙の紛失等については環境省は責任を負いませんので、あらかじめご承知置きください。
4	手数料	指定の申請において、申請手数料を支払う必要はありますか。	申請時には以下の手数料を納付して下さい。 指定申請（初回） 30,900円 指定の更新申請 24,800円
5	手数料	申請手数料はどのように支払えばよいでしょうか。	申請手数料は収入印紙により収めてください。現金による納付や日本銀行への振り込みによる納付は行うことができません。
6	指定の更新について	指定の更新制度はありますか。	平成22年4月より改正土壌汚染対策法が施行され、指定調査機関の指定に更新制が導入されました。指定の有効期間は5年間です。指定の更新手続きをしないままこの有効期限を過ぎると、指定の効力は失われます。 なお、平成22年4月1日時点で現に指定を受けている指定調査機関は、同4月1日に新たに指定を受けたものとみなされる（法附則第4条）ので、その有効期限は平成27年3月31日となります。 なお、指定の更新時の審査以外にも、各機関における指定基準への適合状況を把握するため、定期的に現況の報告を行っていただくこととしており、環境省においては報告された内容を確認し、必要に応じて指導や命令等を行うことがあります。
7	指定の更新について	指定の更新は、指定の有効期限到来の何カ月前から受け付けていますか。	指定の更新申請の開始日は決まっておりません。有効期限到来の3か月前までに、書類がそろった段階でご提出ください。なお、有効期限の到来については原則として環境省の方から告知をおこないませんので、各機関において確認の上申請してください。
8	指定の更新について	指定の更新の際、登記事項証明書の提出は必要でしょうか。	更新の申請の際、指定時、前回更新時及び直近の変更届から変更が生じていない書類については提出不要です。そのため、登記事項に変更が生じていない場合も提出がする必要はありません。

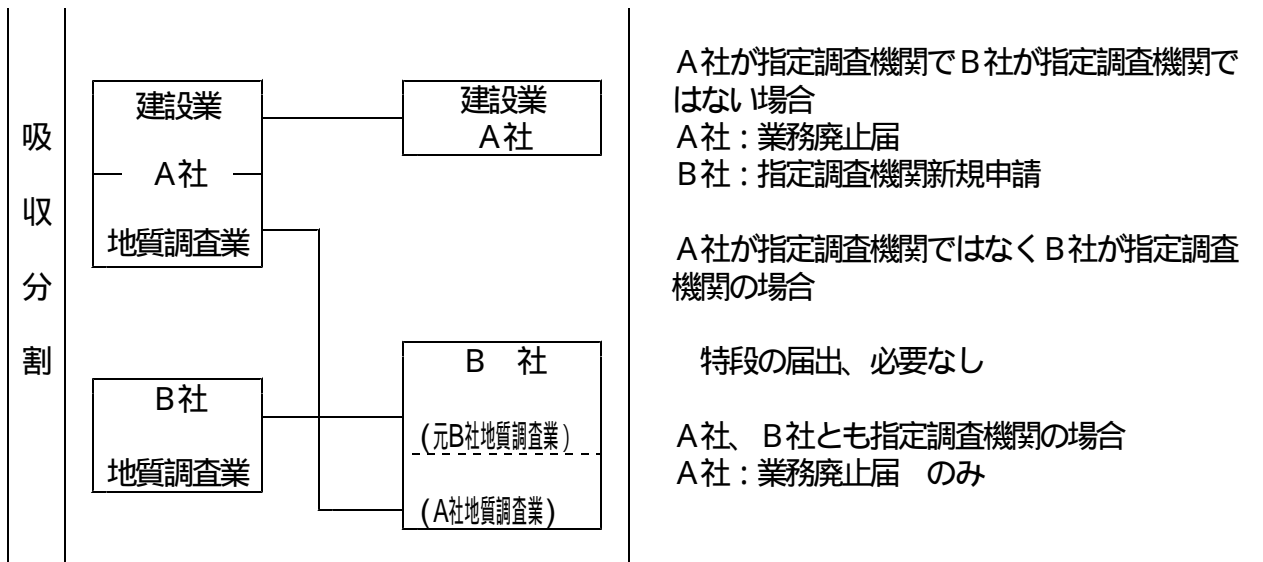
No	質問事項	問	回答
9	指定の更新について	更新を受けると指定番号は変わるのですか？	更新をおこなっても指定番号の変更は変わりません。
10	指定申請方法、申請書類について	提出した指定申請書等の書類は、情報公開の対象になりますか。	提出された指定申請書等の書類は、指定調査機関の指定の審査にのみ使用するものです。提出書類の個人情報、法令に基づく場合を除き、当該使用目的以外に使用や情報公開されることはありません。 なお、申請書等は掲載されている個人情報等を除き行政機関の保有する情報の公開に関する法律に基づく情報公開の対象となりますので、あらかじめご承知おきください。
11	指定の要件について	法人ではないのですが、指定の申請を行うことはできますか。	法人でなくとも指定の申請を行うことはできます。 ただし、「手引き」において定めている申請書類には、法人でないと用意できないものがありますので、法人以外の者が申請を行う場合は、申請者において代替する書類を用意していただく必要があります。
12	指定の要件について	有限責任事業組合（LLP）は指定を受けることができますでしょうか。	有限責任事業組合は法人格を有しておりませんので、指定を受けることができません。
13	指定の要件について	指定調査機関の指定を受ける際、法人登記の目的に、土壤汚染調査を行うことが含まれている必要がありますか。	登記の目的に土壤汚染調査を行うことが含まれている必要はありません。
14	指定申請方法、申請書類について	提出する登記事項証明書は写しでよいですか。	提出書類の信頼性を確保する観点から、原本（3ヶ月以内に発行されたもの）の提出が必要です。
15	指定申請方法、申請書類について	設立してすぐの会社でありまだ決算を行っていないので、申請の日の属する事業年度の前事業年度における貸借対照表及び損益計算書を提出できないのですが、どうすればよいですか。	そのような場合には、会社設立時点における貸借対照表及び今後の土壤汚染状況調査に係る業務活動の方針や受注予定を示す書類を提出していただきます。
16	指定申請方法、申請書類について	役員名簿に記載する役員を具体的に教えて下さい。また、この中に執行役員は含まれますか。	役員名簿に記載する役員は、会社法及び同法施行規則において役員として定義されている取締役、会計参与、監査役、執行役、理事、監事です。
17	指定申請方法、申請書類について	公益法人の監事は法人登記における登記事項ではないのですが、役員名簿への記載が必要ですか。	必要です。
18	指定申請方法、申請書類について	様式4(2)の役員略歴の下欄の記名は直筆である必要がありますか。また、捺印の代わりに自筆のサインでもよいですか。	記名は、必ずしも直筆である必要はなく、ワープロによる入力でも構いません。また、捺印の代わりとして自筆でサインを行っても結構です。
19	技術管理者について	技術管理者とは、どのような者ですか。	技術管理者は、環境大臣の交付した技術管理者証を有する者で、各機関が実施する調査業務について指揮・監督する役割を担います。

No	質問事項	問	回答
20	技術管理者について	技術管理者は各事業所に置く必要がありますか。	指定調査機関は原則として土壌汚染状況調査等の業務を行う事業所ごとに、1名以上の常勤の技術管理者を置くことが必要です。
21	技術管理者について	技術管理者を複数名置く場合、人数に制限はありますか。	人数の制限はありません。
22	技術管理者について	他社からの出向者を技術管理者とすることはできますか。	<p>他社からの出向者を技術管理者とするためには、その出向者が出向先において常勤の正社員と同様に勤務しており、かつ、その出向者の人件費を全額出向先において負担していることが必要です。実際の申請の際には、これらの要件を満たす証明書類を提出していただき、確認を受けることとなります。</p> <p>提出していただく具体的な証明書類は、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 出向者本人の健康保険被保険者証と直近の標準報酬決定通知書の写し ・ 出向先である申請者と出向元との間で締結された出向契約書等 ・ 出向者本人の過去1年間分の出勤簿等 ・ 出向者本人の過去1年間分の給与の支払明細（出向先である申請者が給与を支払又は負担していることが判るもの） <p>となります。</p>
23	技術管理者について	複数の会社に勤務している者を技術管理者とすることはできますか。	技術管理者は各機関に常勤していることが必要であり、複数の会社に勤務している場合は1つの機関に常勤していることと認められないため、技術管理者とすることはできません。
24	技術管理者について	個人事業主であり、技術管理者の健康保険被保険者証と直近の標準報酬決定通知書の写しを提出できない場合、代わりにどのような書類を提出すればよいですか。	そのような場合は、事業主が証明する技術管理者の常勤証明書及び技術管理者の常勤性を確認できる出勤簿、給与支払明細などの書類を提出して下さい。
25	技術管理者について	<p>指定の申請の際、</p> <p>①土壌汚染状況の調査の実務経験が3年以上</p> <p>②地質調査業又は建設コンサルタント業（地質又は土質に限る）の技術上の管理をつかさどる者</p> <p>③土壌汚染状況の調査に関し、上記①及び②と同等以上の知識及び技術を有すると認められる者を証明する書類を提出する必要がありますか。</p>	①～③については、技術管理者証交付時に審査を行っておりますので、指定の申請の際には不要です。
26	技術管理者について	技術管理者に更新制度はありますか？	技術管理者証の有効期間は5年間です。技術管理者証の有効期間が満了する1年前から満了日までの間に環境大臣が行う講習を受講し、更新の申請を行う必要があります。なお、技術管理者証の交付番号についても、更新を行っても変わりません。
27	変更の届出について	技術管理者又は役員を変更（追加等）する場合、変更する旨を届け出る必要がありますか。	<p>技術管理者については、その事業所ごとの配置を変更する場合には、法第35条に基づく変更の届出及び法37条に基づく業務規程変更の届出が必要です。</p> <p>役員を変更する場合も、法第35条に基づく変更の届出が必要であり、また、その役員変更によって業務規程の記載内容に変更がある場合には、業務規程の変更の届出が必要です。</p> <p>また、定期的に各機関の現況を報告していただくこととしており、この報告の際に、変更内容の確認を行います。</p>

No	質問事項	問	回答
28	変更の届出について	指定調査機関の名称変更、住所変更、代表者及び役員の変更については、事前届け出となっているが、変更後でないと登記事項証明書を入手することができないがどのようにしたらよろしいでしょうか。	変更届けについては、法律により14日前の提出が義務付けられています。変更届提出の際に登記事項証明書を添付できない場合は、登記完了後速やかに登記事項証明書を提出ください。
29	変更の届出について	変更届提出後に株主総会の開催日が変更となり、役員交代の日にちが変わることとなったが、どのようにすればよいでしょうか。	新しい交代日を環境省にご連絡ください。
30	業務規程について	業務規程の制定日、施行日の設定が必要とのことだが、一部改正日も記載する必要があるのでしょうか。	一部改正日については記載は義務付けておりません。

(参考) 会社等の合併等による指定調査機関の取扱い

	合併等の態様	取扱い
新設合併		<p>A社：業務廃止届 C社：指定調査機関新規申請</p>
吸収合併		<p>A社が指定調査機関でB社が指定調査機関ではない場合 A社：業務廃止届 B社：指定調査機関新規申請</p> <p>A社が指定調査機関ではなくB社が指定調査機関の場合 特段の届出、必要なし</p> <p>A社、B社とも指定調査機関の場合 A社：業務廃止届のみ</p>
営業譲渡		<p>A社：業務廃止届 B社：指定調査機関新規申請</p>
新設分割		<p>A社：業務廃止届 B社：指定調査機関新規申請</p>



注) 「合併・分割」に係る手続きは上記の通りであるが、それに伴い、業務を行う事業所の変更、(それに連動する)業務規程の変更、会社名等の変更、代表者の変更等も生じる可能性が高いので、十分なヒアリングを行うこと。